徳地町報

昭和42年10月20日発行
第143号
発行者 徳地町
発行所 徳地町役場
編集者 河村 績
印刷所 今澄印刷所

技能競技大会
町内二名の合格者

この技能競技大会は、毎年行われていますが、本年度前期の大会でつぎの方が合格されました。

徳地町大字岸見字樋の口
左官業、小川和夫さん

徳地町大字藤木字下藤木
板金工（防長交通）
藤井喜代一さん

お二人の栄誉をたたえますとともに、大工、左官をはじめいろいろの技能をお持ちの方は、自分の腕をためし、技能を磨くために進んでこうした機会に受けられるようおすすめします。

10月の税金

第3期 町・県民税
第4期 国民健康保険税

納期限
10月31日です

期限内に完納して明るい気持で家業におはげみください。

総額四億三五〇万円の大型予算
辺地の公共事業計画など議決

◇今回の議案の中で主なものは、教育委員会委員の選任、辺地の公共的施設の総合整備計画、本年度第二次、一般会計補正予算で、一、八四〇万円が追加せられて、四二年度一般会計予算額は、町制施行以来はじめての四億の大台をこえて、四億三五〇万円の大型予算となりました。◇

◇町議会では慎重審議の結果、総括的にはやむを得ないものと認定、可決確定せられました。以下そのあらましを報告しましょう◇

昭和四二年度、定例第三回徳地町議会が、九月二十七日開催せられ、会期一日をもつて次の諸議案を慎重審議のうえ可決確定し、午后五時散会しました。

提出議案のあらまし

議案審議に先立ち、小田、伊藤議員の紹介による

◎靖国神社国家護持に関する決議についての請願……が上程され審議の結果、採択と決定、次の決議が可決々定の後、関係方面へ送付の手続きがとられました。

◎決議

靖国神社は、一定の教義をひろめる宗派ではなく、また個人の安心立命を希うものでもない。

靖国神社は祖国の平和を護るために尊い生命を捧げた人々に対する国および、すべての国民の感謝崇敬の至情が具現されているところである。

その性格にてらし、これを国家で護持する法的措置を講ぜられるよう決議する。

以上、決議の全文です。ついで

◎議案第一号
徳地町教育委員会委員の任命につき町議会の同意を求めることについて（可決）

この議案は、教育委員片山胖さんが、九月三十日で任期満了となりますので、同人を再任しようという議案で、再任に同意が与えられました。

◎議案第二号
徳地町副収入役設置条例を廃止する条例について（可決）

これは、副収入役制を設けた当時と事情が異り、現在はその必要がなくなつたので廃止しようというものです。

◎議案第三号
徳地町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

これは、税務職員に対する手当の不均衡を是正した条例です。

◎議案第四号
徳地町農業近代化資金助成条例の一部を改正する条例について

この条例の根本は県に条例があり、町はこれに歩調をあわせて実施するわけです。

また、町内の各森林組合とあつたのを徳地町森林組合にあらため償還期限十五年を二十年に改正し据置期間五年であつたのを七年に改正したなどの点です。

◎議案第五号
辺地に係る公共的施設の総合整備計画につき町議会の議決を求めることについて

この辺地事業の内容説明は省略しますが、辺地としては、(1)遠内辺地、川上、柚木辺地、大月、桃木、梶畑、羽高辺地などで合計二、九九〇万円ぐらいの事業が本年度に実施せられる予定です

◎議案第六号
分収造林契約の解約について

これは、大字堀字川平で堀森林組合が自費で模範林をつくる事業をやつていました。

これを金五十五万円で町が買収するというものです。

◎議案第七号
昭和四十二年度、徳地町一般会計補正予算（第二号）

今回の補正額は、一、八四〇万円の追加で、総額四億三五〇万円という町制施行以来かつてない大型予算となりました。

今回の補正のうち、歳出予算で大きいものは

1 団体営白井田水路工事費では三五五万円、単県事業の小河内および屋敷農道の二〇〇万円などが、農地費の関係です。

2 林業費の造林費四七六万円の追加補正も大きい一つです。

3 道路新設改良費二三五万円の増加は、大月辺地の工事費です

4 小学校費の教育振興費一〇八万円の増加は、教材備品費と補助関係です

5 校舎建築事業費四三六万円は堀小学校便所改築関係で増加したものです。

6 中学校費の教育振興費一一五万円の増加は、小学校とほとんど同様です。

以上ごくおおまかな、大きい数字のみ申しあげました。

このほか、減額で大きいものに

◎大土路線、道路新設改良費の予算減額七五九万余円がありますが、この原因は四二年度の実施事業量のへつたことに伴なう補助額が減少したことによるものです。残り事業は四三年度に実施される見込みです。

運動会あれこれ（写真上はもうすぐ一年生 下は綱引きの一コマ 堀小）

定期種痘を実施します

本年度の定期種とうをつぎの日程で実施しますので、該当者はかならずお受けください。

種痘を受けた人は、ついてもつかなくても、検査日には、かならず検診してください、

なお(2)、(3)の該当者には、検診日に、ジフテリアトキソイドを接種しますので、かならず受けられるよう申しそえます。

◎該当者

(1) 昭和41年7月1日から、昭和42年6月30日までの間に生れた者

(2) 来年4月小学校入学予定の者
これは、昭和36年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生れた者

(3) 来年3月小学校卒業予定者
これは、昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までの間に生れた者

(4) 料金はいりません。

定期種痘実施検診日程表

種痘月日	検診月日	場所	時間
10月23日（月）	10月30日（月）	柚野小滑分校	9.30 ～ 9.50
		柚木小学校	10.30 ～ 11.00
		柚野小学校	11.20 ～ 11.40
		有倫館学園	13.30 ～ 13.50
		引谷小学校	14.30 ～ 14.50
		三谷小学校	15.40 ～ 16.00
10月24日（火）	10月31日（火）	伊賀地小学校	9.20 ～ 9.50
		岸見小学校	10.10 ～ 10.40
		堀 小学校	11.00 ～ 11.50
		御所野小学校	13.30 ～ 14.00
		八坂小学校	14.30 ～ 15.30
10月25日（水）	11月1日（水）	遠内保育所	10.00 ～ 10.20
		串 小学校	10.30 ～ 11.30
		上村保育所	13.30 ～ 14.00
		島地小学校	14.20 ～ 15.20

㊟検診日をお忘れなくお受けください

結核は早期検診により、早く発見し、早く治療すれば決して不治の病ではありません。第2次検診を下表の日程で実施しますので、もれなく検診をお受けください。

一般住民結核検診実施日程表

地区別	月日	時間	実施場所
柚野	10月30日（月曜）	10.00 ～ 10.30	野谷農協支所前
		11.00 ～ 12.00	柚野支所前
		13.30 ～ 14.00	柚野診療所前
		14.30 ～ 15.00	河内農協支所前
八坂	10月31日（火曜）	9.30 ～ 10.20	船路農協支所前
		11.00 ～ 11.30	引谷農協支所前
		13.00 ～ 14.00	八坂支所前
		14.20 ～ 15.00	三谷小学校前
出雲	11月1日（水曜）	9.30 ～ 10.00	武石理髪店前
		10.20 ～ 11.30	中央公民館
		13.30 ～ 14.00	沖の原吉松商店前
		14.20 ～ 15.00	土井竹村商店前
串	11月2日（木曜）	9.30 ～ 10.20	串支所前
		10.40 ～ 11.10	上串公会堂前
島地		13.00 ～ 14.00	島地公民館前
		14.10 ～ 14.30	蔵場農協支所前
		15.00 ～ 15.20	下藤木公会堂前

選挙人名簿登録人員
九、五六四人にふえる

徳地町選挙管理委員会では、さる九月三十日をもつて、選挙人名簿登録人員数を確定し、県選挙管理委員会に報告しました。

これによりますと、前回の選挙人名簿を作成したときにくらべて一一〇人の増加をみています。

各投票区ごとの人員は、つぎの表のとおりです。

選挙人名簿登録人員数（9.30現在）

投票区名	男	女	計
御所野	117	144	261
小古祖	144	162	306
堀	624	763	1,387
伊賀地	330	379	709
岸見	244	257	501
上村	221	264	485
島地	486	524	1,010
藤木	138	142	280
山畑	109	131	240
鯖河内	170	183	353
串	191	219	410
八坂	445	494	939
三谷	182	180	362
船路	441	498	939
引谷	157	170	327
野谷	83	86	169
釣山	188	181	369
柚木	95	99	194
河内	160	163	323
合計	4,525	5,039	9,564

役場内各課案内

施設課の巻

施設課は、本庁二階、西端に位置しており、課長以下十四名が二係で勤務しています。

管理係 係長一名 職員二名

管理係の主な仕事は

1 道路々線の認定廃止、変更に関する事務
2 道路、橋梁台帳に関する事務
3 施設課の主管に属する工事の入札および契約に関する事務
4 建設関係の分担金、負担金等の調定および徴収に関する事務
5 建設関係用地の手続きおよび事務の処理に関すること
6 公営住宅に関すること
7 施設課の庶務に関すること

施設係 係長一名 職員十名 計十一名

施設係の主な仕事の内容は

1 土木、耕地、災害復旧事業に関すること
2 土木、耕地、新設改良工事の設計監督に関すること
3 道路、橋梁、河川の維持管理に関する事務
4 建築工事の設計監督に関すること
5 庁舎および町有施設の維持修繕の技術に関すること
6 その他土木、建築関係の設計技術に関すること

第十五回徳地町畜産共進会

十二月八日役場前庭で開催

徳地町では、毎年町の主催、徳地町農協、県経済農協連、徳地町農業共済組合、県家畜商協同組合徳地支部等の後援で、畜産共進会を開催していますが、ことしはきたる

十二月八日（小雨決行）

徳地町役場前庭……において第十五回畜産共進会を開催します

今回の共進会の出品種類、出品点数はつぎの表のとおり決定されました。

	柚野	八坂	出雲	島地	串	合計
種牛	七	二	二	三	一	一五
肉牛	一〇	一八	一一	一一	五	五五
乳牛	〇	三	三	三	一	一〇
計	一七	二三	一六	一七	七	八〇

◎出品牛の条件

1 種牛は、黒毛または無角で、性別は雌牛とし、登録牛または登記牛であること。

産地はどこでもかまいませんが、飼育期間六カ月以上で年令が十八カ月以上のこと。

2 肉牛は、和牛とし、性別は雌雄どちらでもかまいません。

血統、産地は問いませんが三カ月以上の飼育期間が必要条件です。歯令二歳以上となっています。

3 乳牛は、ホルスタイン種の雌で産地は問いませんが、血統登録牛であることが必要です。

また飼育期間三カ月以上で年令六カ月以上の牛となっております。

△出品の申し込みと出品

◎出品者は、出品申込書に、血統を証明できる文書をそえ（ただし、種牛、乳牛のみ）十一月二十八日までに、農協を通じて、役場経済課内の事務局に申込んでください。

◎出品牛は、十二月八日午前八時半までに会場に引きつけ、ほう賞式がすんでから引き出すものとなっています。

△出品牛の保護と経費

1 共進会としては、出品家畜に対して相当の保護をいたしますけれども、不可抗力による損害や出品者の不注意による事故などについては、会はその責任を負いません。

2 出品に必要な経費は、出品者の負担とします。ただし予算の範囲内で出品手当が支給せられることになっています。

△審査と賞

審査は県および関係団体から派遣される審査員で行われます。

審査の結果のほう賞は

◎一等四点（種牛一点）（肉牛二点）（乳牛一点）

◎二等八点（種牛二点）（肉牛五点）（乳牛一点）

◎三等賞十五点（種牛三点）（肉牛十点）（乳牛二点）

◎四等賞五三点（個別省略）

◇臨時家畜市場の開催

当日、共進会の附帯行事として臨時家畜市場を開催いたします

☆共進会開会中は、一般の方も観覧できます。ただし、会場の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、入場をおことわりしたり、または、退場を命ずることがあります。

◉このおしらせは、この町報に発表するほか、有線放送でおしらせしますが、駐在員を通じての公文書は流しませんので、ご了承ください。

42年産米・政府売り渡し俵数懸賞募集

ズバリお当てください

一農家一枚のご応募を

本町では、ことしは強力に米作りを推進するため、関係機関や農家の方々のご協力を得て、「米作り推進協議会」を設けて、強力な運動を展開してきました。

一方、未曽有の干天つづきで、一部にはかなりの干害を出したことは、被害を受けた農家の方々に対しましては、誠にお気の毒にたえませんが、大部分の農家では史上最高といわれる大豊作で、お喜び申しあげます。

そこで、農家の方々にたとえ半俵でも一俵でも、多く出荷していただこうというので、徳地町米作り近代化推進協議会では、町および農協の後援で

問題　ことしの産米何俵何斗出荷せられるか？

その俵数（端数は何斗であらわしてください）をお当ていただく大懸賞を募集いたします。つぎの応募規定をよくごらんのうえ、多数農家のご応募を期待してお待ちしています。

応募規定

1 応募資格

◎米作農家でかならず本年産米一俵以上を政府に売り渡すため出荷する農家であって、一農家一枚の応募に限ります。

2 応募用紙は、官製はがきに限ります「官製はがき」裏面の右上角に本文末尾に印刷してある「応募券」を切り取ってはりつけてください。

応募券の貼付してないものは無効です。

3 問題の答は

何俵何斗とのみお書きください

4 住所はハッキリとかき、氏名は出荷者の名をお書きください

5 しめきり日

昭和42年11月10日（当日付けの消印のあるものは有効です）

6 出荷俵数を予想する期日

昭和42年12月8日現在で、予想してご応募ください。

7 応募はがきの送り先

徳地町経済課内

懸賞募集係あて

8 出荷数量の発表

12月8日現在、何俵何斗が出荷せられたかは、12月9日の有線放送で放送し発表いたします。

9 表彰

12月中に「米作り研究発表会」を開く予定ですので、その際表彰します。

10 賞金

ズバリ賞　五千円　一名

一等賞　二千円　一名

二等賞　一千円　二名

三等賞　五百円　二名

ただし、ズバリ賞以外は、正解数にもつとも近いもののうちから選びます。同数のものがあるときは、抽選で定めます。

つぎのヒントをご参考に多数ご応募ください

◎ヒント

1 昭和41年産米の作付面積は一、四〇〇町歩で、そのうちの八、九町歩は採種ほでした。41年度の政府売り渡し俵数は六一、五三六俵でした。

2 ことしも作付面積は、昨年と同じ一、四〇〇町歩で、このうち採種ほが一五町歩あります。

さてことしの出荷俵数は？

なおご不明の点は、町経済課（有放二二七二番）にお問いあわせください。

椎茸の管理に注意しよう

ことしは、何十年ぶりとかの干天で、各地で干害がおきていますが、椎茸ほだ木についても菌糸の成長がとまったり、衰弱がひどいと思われ、今後の椎茸の発生に大きな影響をおよぼすことが予想されます。そこで

椎茸栽培者の方は、つぎのことがらにご注意ください。

1 ほだ場の管理については

(イ)伏せ込みは、日陰にじゅうぶん注意すること

(ロ)伏せ込みの形は、できるだけ姿勢を低くして、地表から発散する水分をほだ木間に保持できるよう工夫する

(ハ)川やため池の水が利用できれば、スプリンクラー（自動散水機）などで散水する

2 不時栽培における発生操作

(イ)従来どおりの発生操作（浸水→芽出し→発生）をおこなっても発生が期待できません

(ロ)予備浸水（一～二昼夜）をおこない、一〇日から二〇日の休養を与えて、菌糸の回復を待って、改めて発生操作をおこなうことが望ましいこと

(ハ)品種によって、秋の発生を期待しないものについては、予備浸水をおこない、菌糸の活力の回復を促して、春の発生増大に備える必要があります

農繁期の防犯

盗難の防止が第一

ことしの秋のお米の収穫は、史上最高の豊作といわれていますが農家のみなさんが、ドロボウに対して無防備であっては、せっかくの豊作も台なしの結果になってしまいます。

警察では、十、十一月を農繁期防犯運動月間として、パトカーや警察官を動員して、パトロールを多くしたり、新しく防犯連絡所を設けて、犯罪の予防につとめます

しかし、なんといっても、あき巣などのドロボウの被害を防ぐためには、なんといっても農家のみなさんが、お互いに注意しあうことがたいせつです。

昔は農家といえば家をあけておいても、ドロボウの被害は少なかったものですが、現在は交通機関の発達によって、農村だからといって安心できません。

「戸締りはどこの家にも小窓にも」ということばがあります。

家を留守にするときは、戸締りだけはしっかりするよう、心がけたいものです。それにあわせて

①できるだけ留守番をおく

②平素から隣近所で話しあって見知らない人への警戒心を強める

③貴重品は、いくつかに分けて保管する……などのほか、夜は家の外まわりの積荷や車にも、充分注意してください。

万一ドロボウに入られたときは現場はそのままにして、なるべく早く警察へ届けてください。

徳地警部派出所は、堀局四番と有線放送電話は一一〇番の二つがあります。

盗難を防ごう　家から部落から！

有線放送についてお願い

役場でも有線放送が本放送を開始してからは、積極的に利用しており、いろいろのお知らせなども流しております。

また、毎週、月、木の二日は教養番組みを受持って、町民みなさん方に知っていただきたいことの数々など放送しております。

有線放送が始ってから、よくきくことですが、一般にあまり放送が聴かれていないようです。

放送時間や番組みの編成などについて、いろいろご意見はありましょうが、いずれにしましても町なり、農協なり、その他の官公団体でも、これだけは町民の方々にぜひ知っていただきたいこと、実行に移していただきたいことなどを流しているわけでございます。

できるだけ多くの方が、有線放送をお聞きいただくよう、お願いしてやみません。

あのこと このこと

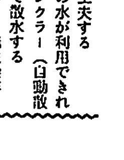

小中学校文化展覧会 10月28、29日堀小で開催

徳地町教育委員会では、きたる10月28、29日の二日間、町立堀小学校で、小中学生の科学技術展、美術習字展を開催します。ご参観ください。

旧長崎医科大学の被爆学生遺族に特別支出金を支給

昭和二十年八月九日、旧長崎大学で原爆により死亡された同大学学生に対して、今回、特別支出金が支給されますので、該当する遺族の方は、町民課民生係までお申し出ください。

商工貯蓄共済制度加入のおすすめ

このたび県下いっせいに十月一日から、十一月末日までの二カ月間を商工貯蓄共済制度強調月間として強く推進せられています。

この制度は、中小企業の育成を目的とした融資保証の確立方式で一口十万円から、最高十口、百万円まで加入でき、期間は十年になっています。

この制度にご加入になりますと毎月の掛金が一口、千円で貯蓄ができると同時にその一部をもってもっとも有利な生命保険が契約できます。

生命保険額は、一口につき三十万円となっております。

この生命保険は、加入後六カ月間掛け金を掛けますと、いつでも簡単な手続きで、一口につき五万円の融資が受けられる仕組みになっております。

この制度は、中小企業の商工業者皆さんの制度です。こぞってご加入いただきまして、本町商工業振興に役立ててください。

この制度について、おわかりにならない点、ご不審な点などありましたら、役場内、徳地町商工会あてにおたずねください。

（商工会だより）

自動車税をお早く願います

自動車税後期分の納期限は十月三十一日までです。

お忘れなく、早目に納めてください（防府県税事務所）

年末保証を取り扱います

山口県信用保証協会では、中小企業者に対する年末金融の疎通をはかるため、次の要領により年末保証を実施することになりました

1 資金の使途は、年末運転資金となっています。

2 保証期間は六カ月以内

3 保証料の率は月一厘二毛です

4 貸し出し利率は、金融機関で定められた率によります。

5 返済は一括返済と割賦返済の二通りあります。

6 二名以上の連帯保証人がいります。

7 担保は必要に応じて求められることになっています。

なおくわしいことは、町経済課または商工会、若しくは金融機関へお問いあわせてください。

ごぞんじですか ＝ミニレター＝

ミニレターの特徴は、便せんと封筒、切手をかねており、通信文を書いて折りたたみ、のりしろをはり合わせるだけで、郵便として出せるので、たいへん便利です。

また必要があれば、全体の重さが十グラム以内ならば、請求書や名刺判の写真一枚ぐらいは、封入することもでき、第一種定形郵便物ですから、定形でない郵便物より優先して送達されます。

しかも料金は手紙と同じ十五円ですから、たいへん有利です。

色は白茶色とあさぎ色の二種類があり、はがきの約三倍書くことができるし、封をして出すようになっていますから、秘密を守ることができて便利でもあります。

また書き損じた場合は、四円で新しいものと交換することもできます。

なお、ミニレターは折り方や形をかえた場合で、定形郵便物の条件に合わなくなったものは、定形外郵便物として取り扱われ、料金が不足しますからご注意ください

（郵政だより）